

# 退職給付会計の国際比較

退職給付ビッグバン研究会

2005年9月9日

中央青山監査法人 小澤 元秀

# 新退職給付会計基準導入から今日まで

- 平成10年 6月 16日 退職給付会計基準
- 平成11年 9月 14日 退職給付会計に関する実務指針
- 平成12年 1月 19日 退職給付会計に関するQ&A
- 平成13年 12月 10日 厚生年金代行返上に関する  
実務指針の改正
- 平成14年 1月 31日 退職給付制度間移行等に関する  
適用指針・実務対応報告
- 平成15年 9月 2日 厚生年金代行返上に関する実務  
指針の改正
- 平成16年 10月 5日 年金資産の返還に係る会計処理等  
の実務指針改正
- 平成17年 3月 16日 資産超過に関する企業会計基準  
及び適用指針

# 今、なぜ国際比較か？

- EUにおける国際会計基準の適用
- 国際会計基準の日本企業への影響
- 年金会計に係る国際的な動向
- わが国の退職給付会計における諸問題

# 今、なぜ国際比較か？

## 《EUにおける国際会計基準の適用》

- EU域内の公開会社は2005年1月より国際会計基準強制適用(2005年問題)
- 2007年まで、EU市場で資金調達する日本企業は日本基準でOK(2007年問題)
- 2007年以後は、日本基準とIFRSが同等であれば日本基準でOK

# 今、なぜ国際比較か？

## 《日本企業への国際会計基準の影響》

- CESR (欧州証券規制当局委員会)による同等性評価の影響
  - 2007年以後は、日本基準とIFRSが同等であれば日本基準でOK
- 同等かどうかの検討をCESRが行い、EC(欧州委員会)へのアドバイスを7月5日に公表
  - 日本基準、米国基準、カナダ基準について検討
- ECは2005年12月末または2006年初めに最終決定、その後EUによる承認を経て施行

# 今、なぜ国際比較か？

## 《年金会計に係る国際な動向》

- IAS19号の改訂
  - ・2004年12月の改訂(英FRS17号との整合性)
  - ・2005年6月の公開草案
- CESRの同等性に関する助言(2005年7月)
  - ・IFRS2007年問題
- ASBJとIASBの会計基準統合プロジェクト

今、なぜ国際比較か？  
《わが国の退職給付会計の諸問題》

- 1．期間帰属 (Attribution)の方法
- 2．代行部分 (総合型基金)の退職給付債務
- 3．キャッシュ・バランス・プランの債務計算
- 4．退職給付信託の扱い
- 5．IAS・US会計基準の動向とそれとの調和

# 退職給付会計の国際比較

わが国の退職給付会計はそれほど  
国際的な基準と相違しているのか？

# 退職給付会計の主たる国際的相違点

- 退職給付債務計算における割引率の設定方法
- 退職給付債務計算における期間配分の方法
- 年金資産・退職給付債務の評価時点
- 数理計算上の差異に関する重要性基準の適用
- 過去勤務費用の償却方法
- 退職給付引当金の借方残高(前払年金費用)の計算
- 退職給付制度移行・終了の会計
- 厚生年金基金の代行返上の会計
- 退職給付信託の扱い
- 注記による開示

# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 割引率の設定方法

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
基準名等	退職給付に係る会計基準等	IAS19号「従業員給付」	SFAS87号「事業主の年金会計」 SFAS88号「事業主の給付建年金制度の清算・縮小及び雇用終了給付の会計」
割引率の設定方法	割引率：安全性の高い長期の債券(国債、政府機関債及び優良社債)の利回りを基礎とした割引率を用いなければならない。(二二(4)) (一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる(注解6))	割引率：貸借対照表日における優良社債の市場利回りを参照して割引率を決定しなければならない。(§78)	割引率：年金給付が実際に清算されうる利率を反映する。(年金契約に内在する利率、年金給付保証公社の公表利率、優良な確定収益投資の利回りを例示。) (SFAS87 § 44)

# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 期間配分の方法

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
費用の配分方法	原則 期間定額基準 (意見書四・2) 例外 給与総額基準 ・ 支給倍率基準	原則 給付算定式 例外 期間定額基準 (§67)	給付算定式 (SFAS87 §40) 例外 期間定額基準 (SFAS87 §42)

# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 年金資産・退職給付債務の評価時点

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
評価時点	特に規定されていないため、貸借対照表日となる。	貸借対照表日で算定した場合と重要な差異がないように定期的に算定しなければならない。( § 56 )	貸借対照表日か貸借対照表日前3ヵ月以内の日(継続が必要)で每期測定しなければならない。(SFAS87 § 52)

# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 数理計算上の差異に関する重要性基準の適用

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
<p>保険数理的損益(数理計算上の差異)の償却方法と重要性基準の適用</p>	<p>原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。 (三2(4)) 回廊アプローチは採用せず、基礎率に重要な変動がない場合にはこれを変更しないことができる。 (意見書四3)</p>	<p>未償却累計額のうち、年金債務と年金資産のいずれか大きい方の10%以内の部分は償却しないことができる(回廊アプローチ)。(§92) 10%超過額は、従業員の残存勤続年数にわたる均等償却が最低限要求される。これより早期の償却となる規則的償却は、一括償却を含めてすべて認められる。 (§93)</p>	<p>未償却累計額のうち、年金債務と年金資産のいずれか大きい方の10%以内の部分は償却しないことができる(回廊アプローチ)。(SFAS87 §32) 10%超過額は、従業員の残存勤続年数にわたる均等償却が最低限要求される。これより早期の償却となる規則的償却は、一括償却を含めてすべて認められる。 (SFAS87 §32,33)</p>

# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 過去勤務費用の償却方法

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
過去勤務費用の償却方法	<p>原則として、各期の発生額について平均残勤務年数以内の一定の年数で按分した額を毎期費用として処理しなければならない。</p> <p>(三2(4))</p> <p>退職従業員に係る過去勤務債務は、これを区分して即時に費用として処理することができる。(注解11)</p>	<p>権利確定までの平均期間にわたり定額償却する。すでに権利確定しているものについては即時償却する。(§96)</p>	<p>個人別の残存勤務期間または平均残存勤務期間にわたり定額償却する。</p> <p>(SFAS87 § 25.26)</p> <p>制度の大半が退職者である制度については、残存勤務期間に代えて余命期間にわたり償却する。</p> <p>(SFAS87 § 25)</p>

# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 退職給付引当金の借方残高(前払年金費用)の計算

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
前払年金費用の会計	<p>数理計算上の差異(差益)または負の過去勤務債務により年金資産が超過した場合には当該超過額について前払年金費用としない。 (注解1(1))</p> <p>ただし、上記規定は平成17年4月以降適用しない。 。(企業会計基準第3号)</p>	<p>未認識の保険数理上の損失及び過去勤務費用と利用可能な経済便益(制度からの返還または将来の掛金の減少)の合計額を上限とする。 (§58)</p>	<p>特段の規定なし。</p>

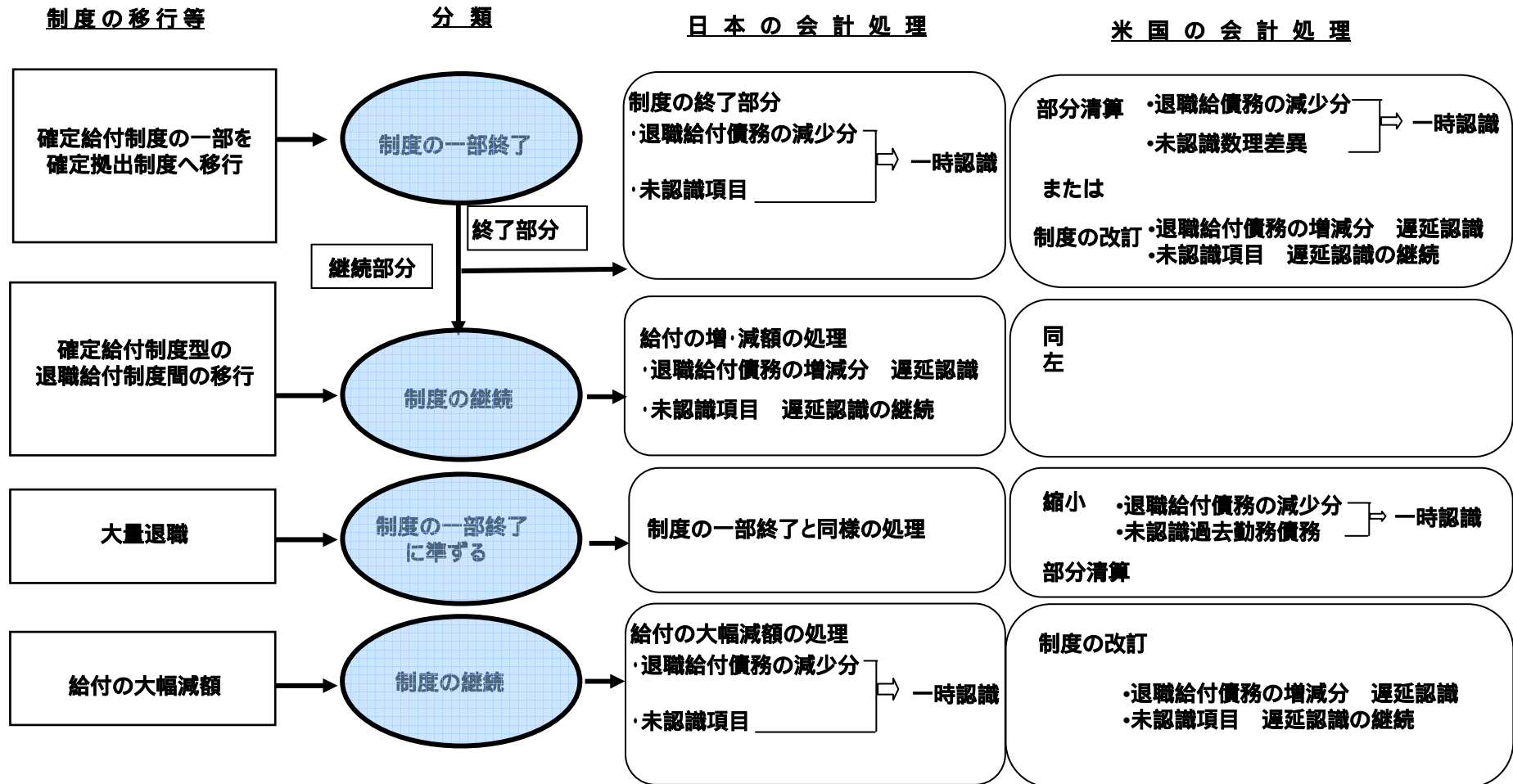
# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 退職給付制度移行・終了の会計

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
年金制度の廃止、年金債務の清算・縮小の場合の会計処理	制度の終了部分に係る退職給付債務と支払額との差額及び終了部分に対応する未認識数理計算上の差異・過去勤務債務を損益として認識する。(企業会計基準適用指針第1号)	給付建制度の縮小または清算が生じた場合には、その結果生ずる給付建債務・年金資産の増減額及び関連する保険数理損益・過去勤務費用を損益として認識しなければならない。( § 109 )	清算に関連するPBOの増減及び未認識保険数理差異を清算発生時にSFAS88 § 9)、縮小に関連するPBOの増減及び未認識過去勤務費用を縮小発生時に(SFAS88 § 12)それぞれ損益として認識する。

# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 退職給付制度移行・終了の会計



# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 厚生年金基金の代行返上の会計

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
厚生年金基金の代行返上	将来分免除認可日に過去勤務債務を認識、過去勤務債務分返上認可の日に退職給付債務と返還相当額の差額及び対応する未認識項目を一時損益として認識、返還日に返還相当額と実際の支払額の差額を一時損益として認識する。(実務指針第13号)	特段の規定なし。	将来分免除認可日にPBOを固定、返還日にPBOと実際の支払額との差額及び対応する未認識項目を一時損益として認識する。(EITF03-2)

# 退職給付会計の主たる国際的相違点

## 退職給付信託の扱い

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
退職給付信託	退職給付(退職一時金及び退職年金)目的の信託財産は、一定の要件を満たしているときは、年金資産に該当するものとする。(実務指針第13号)	特段の規定なし。	年金信託財産が、一定の要件を満たしているときは、年金資産に該当するものとする。(EITF 93-3)

# 退職給付会計の主たる国際的相違点 注記による開示

国名(基準設定機関)	日本(企業会計審議会等)	国際会計基準(IASB)	アメリカ基準(FASB)
注記による開示	(1) 企業の採用する退職給付制度に関する説明 (2) 退職給付債務およびその内訳 (3) 退職給付費用の内訳 (4) 退職給付債務等の計算基礎 (5) その他(会計基準変更時差異の処理年数、実際運用収益等) (基準六)	a 数理計算上の差異の認識方針 b 制度の概要 c 認識された資産(引当金)の調整表 d 制度資産の公正価値の金額の内容 e 引当金(資産)の期中変動額 f 認識された費用の内訳 g 制度資産の実際収益 h 数理計算上の諸仮定(§120)	a 給付債務の期首期末の調整 b 制度資産の期首期末の調整 c 積立状況と認識された負債(資産)との調整 d 制度資産の公正価値の金額の内容 e 累積給付債務(ABO)の額 f 今後5年間の給付支払見込額 g 翌年度の掛金見込額 h 認識された費用の内訳 i その他包括利益への計上額 j 加重平均による諸基礎率 k 制度資産・退職給付会計債務測定日 l 翌年の医療費の傾向 m 医療費に関する感応度情報 その他(SFAS132R §5)

# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 注記による開示例(イトーヨーカ堂日本基準)

### 2 退職給付債務に関する事項

項目	前連結会計年度 (平成16年2月29日)	当連結会計年度 (平成17年2月28日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
イ 退職給付債務(注)1	150,879	157,019
ロ 年金資産(退職給付信託含む)	136,052	146,401
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	14,827	10,617
ニ 未認識数理計算上の差異	6,474	3,911
ホ 未認識過去勤務債務	649	2,140
ヘ その他(注)2	1,601	1,617
ト 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ+ヘ)	9,304	10,463

# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 注記による開示例(イトーヨーカ堂米国基準)

	平成14年2月28日 (百万円)	平成15年2月28日 (百万円)
給付債務の変更		
予測給付債務期首残高	224,403	231,720
勤務費用	17,920	16,716
利息費用	6,496	6,843
制度改定	9,681	-
数理計算上の損失(利益)	1,282	24,906
給付額	6,136	8,869
予測給付債務期末残高	231,720	271,316
年金資産の変動		
年金資産の公正価格期首残高	177,410	212,791
資産の実損失	1,519	14,895
事業主拠出額	44,829	15,799
給付額	6,136	8,869
調整額	1,793	-
年金資産の公正価格期末残高	212,791	204,826
年金資産を上回る予想給付債務	18,929	66,490
未認識純損失	69,455	114,654
未認識後発過去勤務債務	12,226	10,671
未認識移行時純資産残高 (15年間にわたり認識されます)	2,134	1,067
純認識額	36,166	36,426
連結貸借対照表計上額		
前払年金費用	36,166	36,426
未払退職および年金費用	-	72,609
その他の包括損失累計額、税効果調整前	-	72,609
純認識額	36,166	36,426

# 退職給付会計の国際的相違点 個別問題の検討

1 期間配分の方法

2 退職給付制度移行・終了の会計

3 厚生年金基金の代行返上の会計

# 退職給付会計の国際的相違点の検討 期間配分の方法

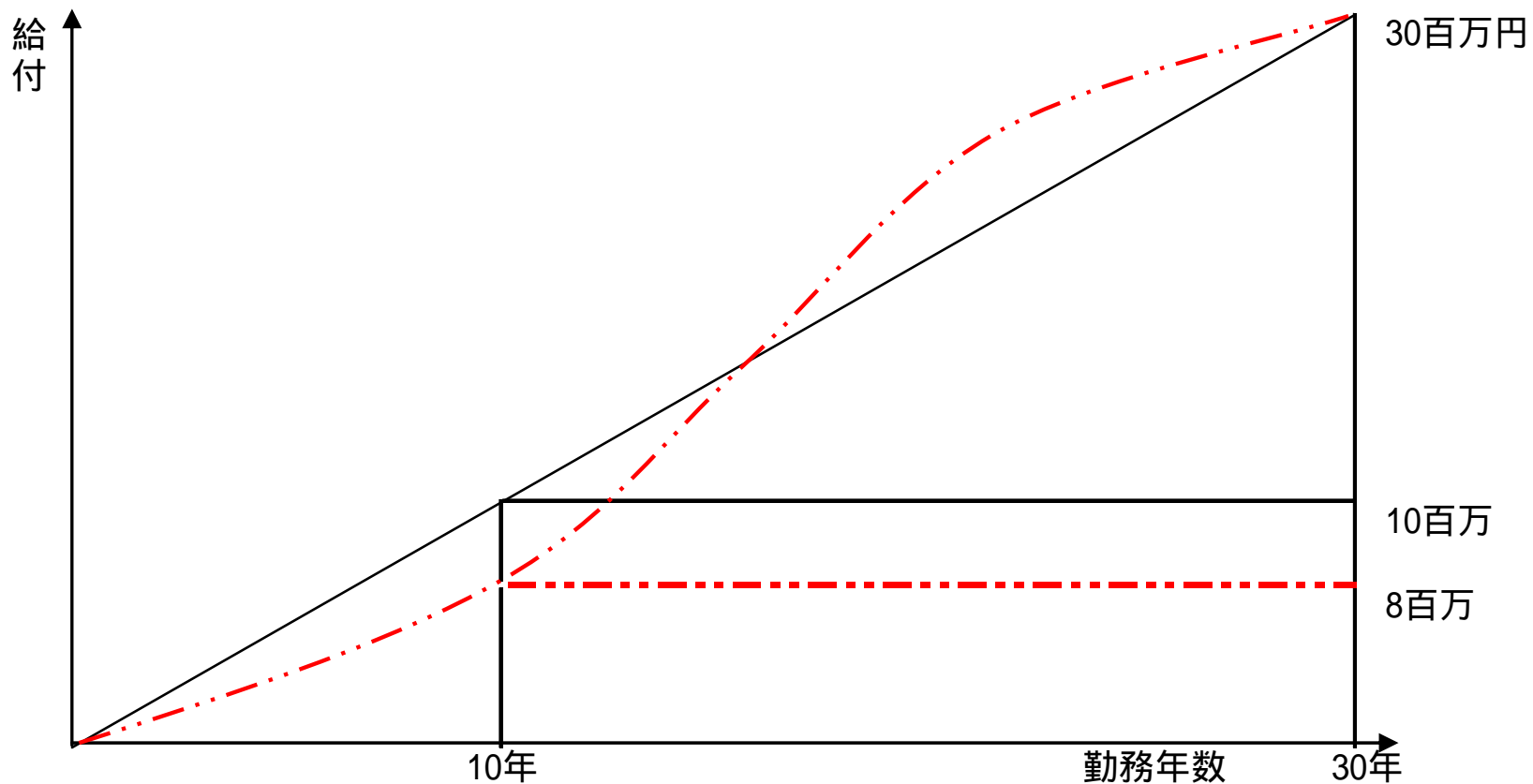
## 期間定額基準のもたらす問題

1. 支給倍率基準 vs 期間定額基準
2. 制度移行時における過去勤務債務の額

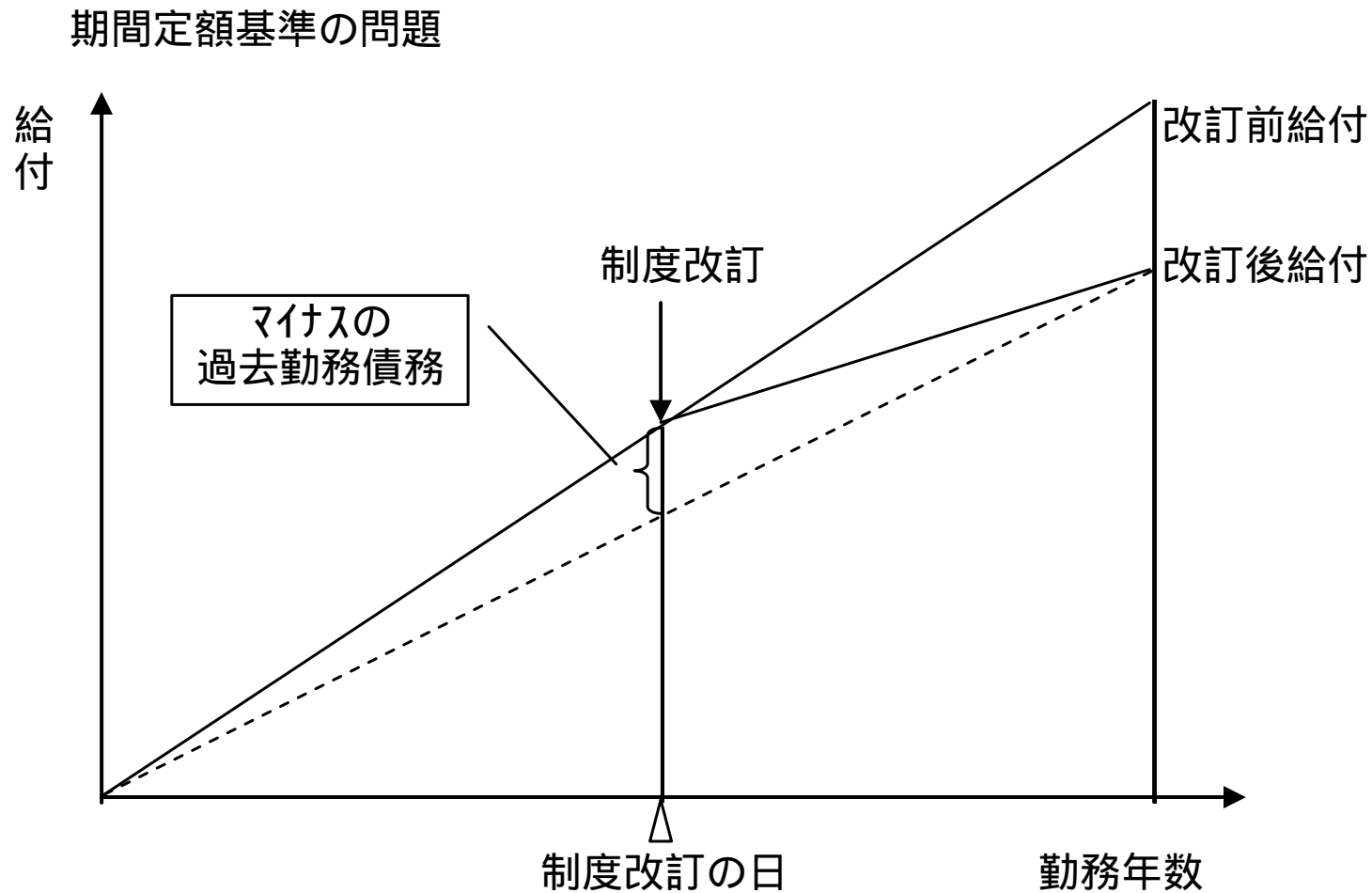
# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 期間配分の方法

期間配分の方法 (期間定額基準 VS 支給倍率基準)



# 退職給付会計の国際的相違点の検討 期間配分の方法



# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 退職給付制度移行・終了の会計

### 前提条件(適用指針第1号の設例より)

1. A社は従来、適格退職年金制度を採用していた。
2. ×1年4月1日に適格退職年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行した。

#### 3. 移行前の適格退職年金制度

1) 移行前の退職給付債務	1,000
2) 移行後の退職給付債務	600
3) 移行前の適格退職年金制度 の年金資産から確定拠出年金 制度への移換額	320

# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 退職給付制度移行・終了の会計

移行前の制度(適格年金)

	実際(移行前)	退職給付支払額	予測(終了後)	終了に伴う損益	実際(移行後)
退職給付債務	-1,000	P 320	-680	損益 80	-600
年金資産	700	P (320)	380		380
未積立退職給付債務	-300	0	-300	80	-220
制度間移行に伴う過去勤務債務	0		0		0
従前からの遅延処理項目会計基準変更時差異	150		150	A (60)	90
未認識過去勤務債務	50		50	A (20)	30
未認識数理計算上の差異	-60		-60	A 24	-36
前払年金費用 / (退職給付引当金)	-160	0	-160	24	-136

# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 退職給付制度移行・終了の会計

(仕訳)

1. 終了した部分に係る退職給付債務 ( $1,000 - 600 = 400$ ) と年金資産の移換額 (320) との差 (80) を損益として認識する  
退職給付引当金80 / 退職給付費用(終了損益)80
2. 未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額は、消滅した退職給付債務の比率で損益に認識する  
退職給付費用(終了損益)56 / 退職給付引当金56

# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 退職給付制度移行・終了の会計

### 米国基準における制度移行の会計

SFAS88 para.3 (settlement)

For purposes of this Statement, a *settlement* is defined as a transaction that

- (a) is an irrevocable action,
- (b) relieves the employer (or the plan) of primary responsibility for a pension benefit obligation, and
- (c) eliminates significant risks related to the obligation and the assets used to effect the settlement.

# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 退職給付制度移行・終了の会計

SFAS88 para.3 (b) 「退職給付に関する主たる債務を事業主 (または制度) から開放すること」の解釈

企業は特定の年金制度加入者について、受給権を有する給付のほぼ全額を支払うことにより当該退職給付債務の主たるリスクから解放されなければならない。

従って、たとえばある年金制度のすべての加入者についてその確定給付年金制度(における給付の一部)を確定拠出年金制度へ資産移管をともなって移行した(支払った)としても、それは特定の加入者に対するその給付のほぼ全額の支払ではないため、「清算」にはあたらず「部分清算」は生じないと一般に解されている。

# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 厚生年金基金の代行返上の会計

**日本基準**

厚生年金の代行返上に関する実務指針の改正

(平成15年9月最終改正)

**米国基準**

日本の厚生年金制度における政府代行年金返上に関する  
会計処理

(EITF03-2 2003年2月)

**国際基準**

# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 厚生年金基金の代行返上の会計

### 代行返上の手続

1. 将来分支給義務免除の認可の申請日(フェーズ )
2. 将来分返上認可の日(フェーズ )
3. 過去分返上の認可の申請日(フェーズ )
4. 過去分返上の認可の日
5. 過去分の現金納付日「返還の日」(フェーズ )

# 退職給付会計の国際的相違点の検討

## 厚生年金基金の代行返上の会計

### EITF03-2と実務指針の比較

	実務指針（原則法）	E I T F 03-2
将来分支給義務免除認可の日	退職給付債務が減少（過去勤務債務の発生）	退職給付債務を固定
過去分返上認可の日	退職給付債務と返還相当額差額、及び代行部分に対応する未認識数理計算上の差異と過去勤務債務を一時損益として認識	なし
返還の日	返還相当額と実際の支払額の差額を一時損益として認識	退職給付債務と実際の支払額との差額、及び代行部分に対応する未認識数理計算上の差異を一時損益としてとして認識

# 退職給付会計の国際的相違点の検討 厚生年金基金の代行返上の会計

## EITF 03-2の設例

	返還前	返還の影響	返還後
累積給付債務(ABO)	\$ (10,500)	\$5000 *1	\$ (5,500)
将来昇給分の影響	(1600)	750 *2	(850)
予測給付債務(PBO)	(12,100)	5,750	(6,350)
年金資産(時価)	6,420	(3,000) *3	3,420
積立状況	(5,680)	2,750 *4	(2,930)
移行時差額(債務)	50		50
未認識過去勤務債務	(540)		(540)
未認識数理計算上の差異	4,405	(1,941) *5	2,464
退職給付引当金(未払年金費用)	\$ (1,765)	\$809	\$ (956)

\*1 設例上、返還時の代行部分にかかるABOを5,000とする。

\*2 返還時の代行部分にかかる将来昇給部分を750とする。

\*3 国への返還額(最低責任準備金相当額)

\*4 返還部分の債務の時価(PBO)と返還額との差額。このうち将来昇給分を除く額(すなわち(ABO)と返還額との差額(\$2,000)は、国からの補助金となる。

\*5 未認識数理計算上の差異(\$4,405) × 返還部分のABO(\$5,000) / 加算部分PBO+返還部分ABO(\$11,350)

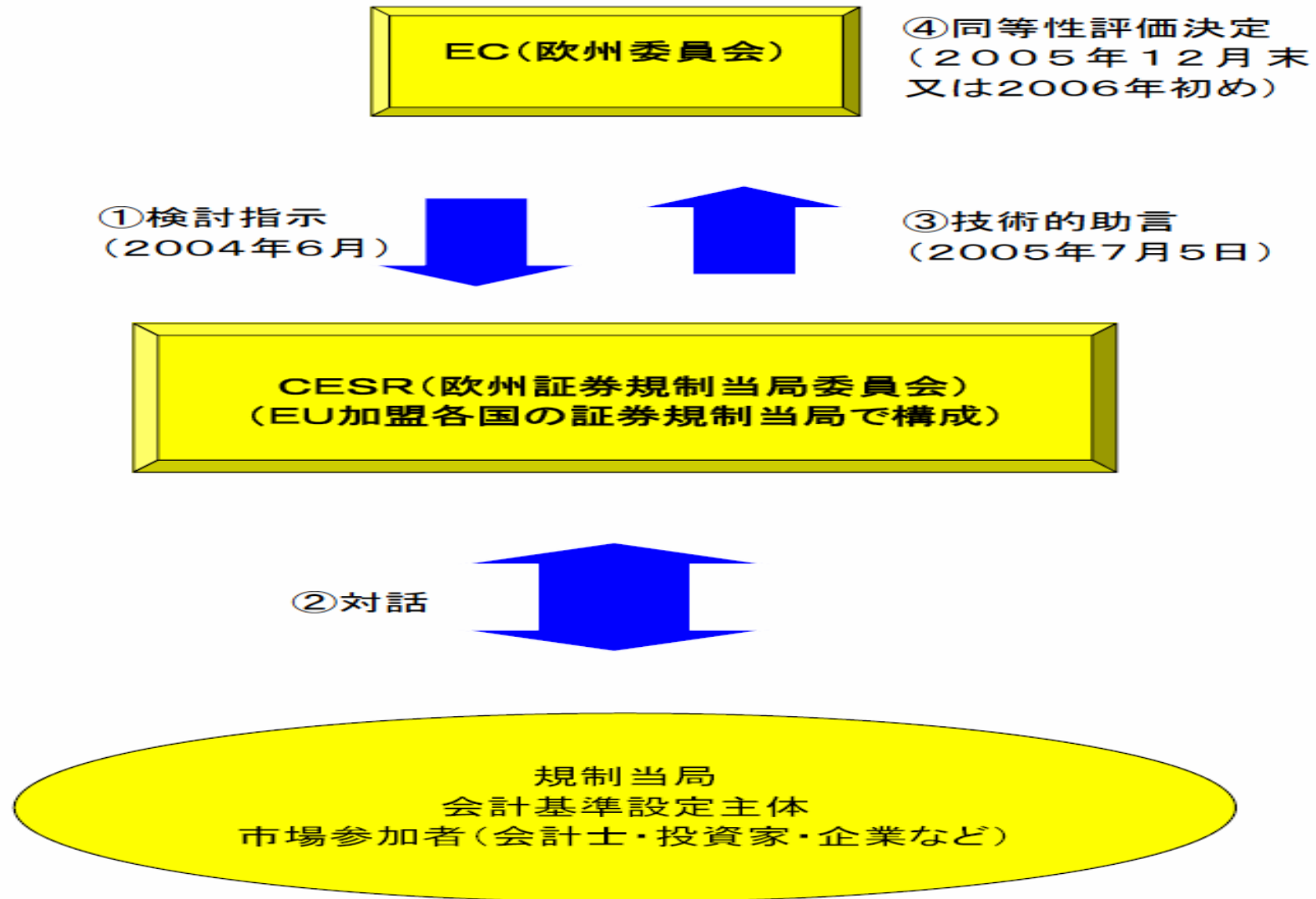
(出典: EITF 03-2 Exhibit Aより作成)

# 今後の動向

## CESRによる同等性評価の影響

# EUによる会計基準の同等性評価プロセス

金融庁ホームページより転載



# CESRによる同等性評価

## ポイント1

- 日本基準、米国基準、カナダ基準はいずれも「全体として」IFRS と同等
- しかし、IFRSと適用GAAPとの重要な差異について、補完措置 (remedy) として追加開示が求められる
- 補完措置の適用は各企業の判断で行う  
判断のベースは、補完措置が各企業の財政状態に関連して  
いて (relevant)、かつ重要性がある (material) かどうか
- IFRSによる決算書に作り直すことは想定していない

# CESRによる同等性評価

## ポイント2

- 2007年 1月以後に開始する事業年度に適用
  - 3月決算では 2008年3月期より適用
  - 最低1年分の比較情報も必要
- 中間 (interim) 財務諸表にも適用
- 過去の取引・事象についても補完措置を適用
  - IFRS 1「IFRS の初度適用」の例外規定を使用できる (IAS 19号については、初度適用時の差額を数理計算上の差異として全額償却する方法を採用できる)
  - 例外規定の適用について開示が必要
- 補完措置は財務諸表の注記とするか、あるいは財務諸表とは別に開示
- 補完措置は監査対象

# CESRによる同等性評価 補完措置の種類

## (1) 開示A (質的 and/or 数量開示)

取引・事象に関する説明や、日本基準で使用した仮定、評価方法の追加説明、資産の公正価値の開示など

## (2) 開示B (数量開示)

取引・事象が IFRS に従って処理された場合の影響額を開示  
損益または株主資本について、日本基準との差異を開示 (税効果考慮前と考慮後)

## (3) 補完計算書 (プロフォーマ)

IFRS に準拠していない項目について限定的に修正再表示  
要約P/L、要約B/S、要約キャッシュフロー、追加開示を作成

# CESRによる同等性評価

## IAS19号関連：全般

日本基準とIAS19号の同等性      様々な差異あり

### CESR の評価

- 1.両基準とも同じ目的・原則を有しているが、日本特有の事情によるものも含め様々な差異がある。
- 2.IFRSでは確定給付型プランの場合4つの選択肢があり、調整が困難なため、追加情報の開示が必要

補完措置

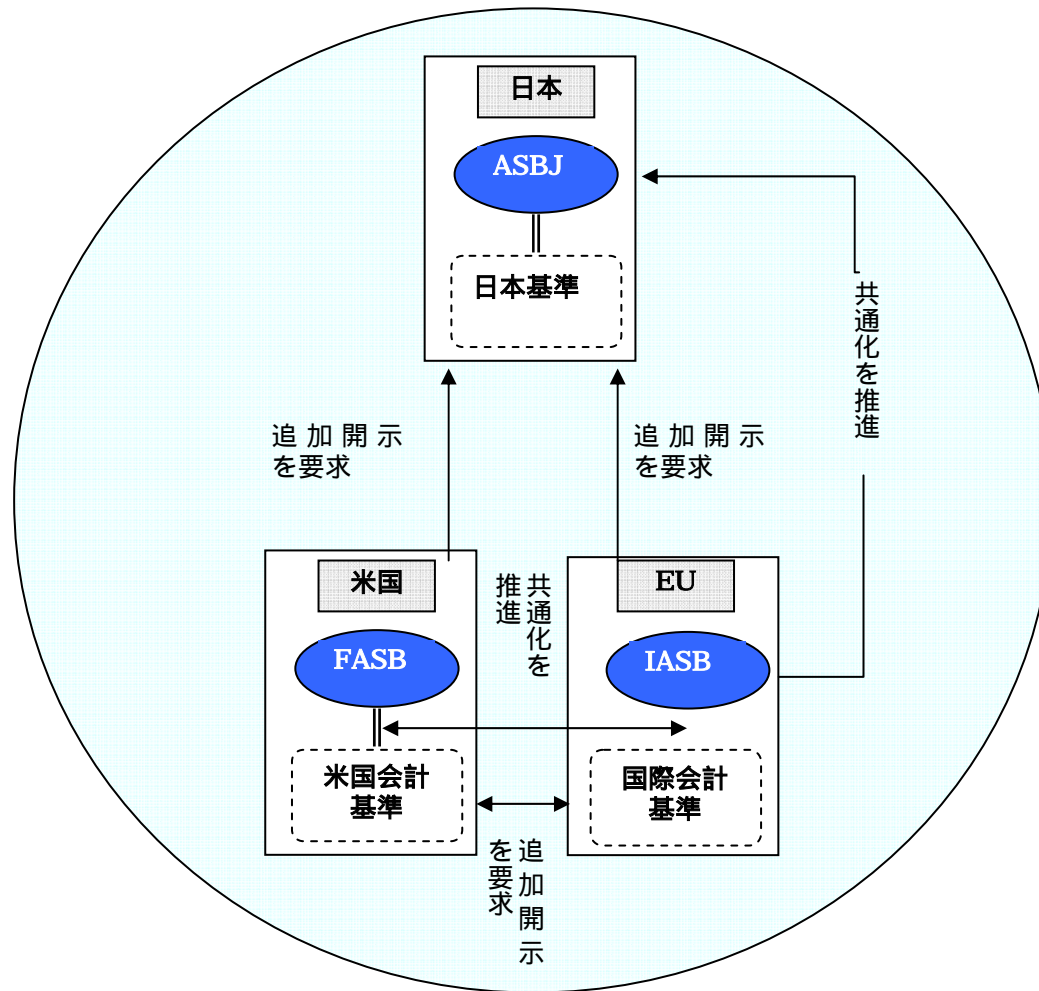
開示A

# CESRによる同等性評価

IAS19号関連 : 個別問題

1. 移行時差異の処理      重要でない
2. 数理計算上の差異の償却 (IAS19でもコリドーを  
採用しないことも認められる)      重要でない
3. 代行返上 (2007年までに大半終了)      重要でない
4. 割引率の設定      開示A

# 世界の会計基準の共通化の流れ



(出典 日本経済新聞2005年7月21日朝刊)